

改 正 後	改 正 前
第1章 通則 第1節～第7節 （略） 第8節 基準収穫量及び耕地別基準収穫量 第1～第3 （略） 第4 都道府県知事が定める10アール当たり収穫量 1 都道府県知事が定める組合等ごとの10アール当たり収穫量 都道府県知事は、経営局長が都道府県知事に対して通知した当該都道府県の当該類区分に係るその年の10アール当たり収穫量（以下「<u>経営局長通知収穫量</u>」という。）を基礎として、特定組合等以外の組合等及び<u>一</u>の都道府県の区域をその区域とする特定組合ごとに、毎年、類区分ごとの10アール当たり収穫量を次の（1）の規定により定め、組合等に通知する。 なお、（1）の方法により定めることができない場合は、（2）の方法により定める。 <u>ただし、一の都道府県の区域をその区域とする特定組合に対しては、都道府県知事が（1）又は（2）の方法による計算が不要と判断した場合にあっては、（1）又は（2）の方法によらず、経営局長通知収穫量と同じ値を定め、当該特定組合に通知することができる。</u> （1）市町村ごとの平均10アール当たり収穫量を基に次により定める。 ア～ウ （略） エ 組合等ごとの10アール当たり収穫量の決定 ウにより算出された都道府県の平均10アール当たり収穫量に対する<u>経営局長通知収穫量</u>の比率を求め、次の（ア）又は（イ）により当該組合等の10アール当たり収穫量の決定を行う。 <u>ただし、当該比率を用いた場合に、近年の10アール当たり収穫量の状況を反映させることができないと認めるときは、関係</u>	第1章 通則 第1節～第7節 （略） 第8節 基準収穫量及び耕地別基準収穫量 第1～第3 （略） 第4 都道府県知事が定める10アール当たり収穫量 1 都道府県知事が定める組合等ごとの10アール当たり収穫量 都道府県知事は、経営局長が都道府県知事に対して通知した当該都道府県の当該類区分に係るその年の10アール当たり収穫量を基礎として、特定組合等以外の組合等及び<u>1</u>の都道府県の区域をその区域とする特定組合ごとに、毎年、類区分ごとの10アール当たり収穫量を次の（1）の規定により定め、組合等に通知する。 なお、（1）の方法により定めることができない場合は、（2）の方法により定める。 （新設） （1）市町村ごとの平均10アール当たり収穫量を基に次により定める。 ア～ウ （略） エ 組合等ごとの10アール当たり収穫量の決定 ウにより算出された都道府県の平均10アール当たり収穫量に対する<u>毎年経営局長が定めた当該都道府県に係るその年の10アール当たり収穫量</u>の比率を求め、次の（ア）又は（イ）により当該組合等の10アール当たり収穫量の決定を行う。 （新設）

機関の意見を聴いて、当該比率と1の間において、組合等の10アール当たり収穫量の決定に用いる比率を定めることができる。
この場合、都道府県知事は、理由を経営局長に報告する。

(ア) (略)

(イ) 組合等の区域が一の市町村と一致していない組合等については、その比率を、広域組合等にあつてはイの(ア)の方法により算出された10アール当たり収穫量の概算値に、その他の組合等にあつてはイの(ア)の方法により推定された組合等の10アール当たり収穫量の概算値に、それぞれ乗じて得られた数量を、当該組合等の10アール当たり収穫量として決定する。

(削る。)

(削る。)

(2) 組合等ごとの平均10アール当たり収穫量を基に次により定める。

ア・イ (略)

ウ 組合等ごとの10アール当たり収穫量の決定

イにより算出された都道府県の平均10アール当たり収穫量に対する経営局長通知収穫量の比率を求め、その比率をアの組合等ごとの平均10アール当たり収穫量に乗じて得られた数量を組合等ごとの10アール当たり収穫量として決定する。

ただし、当該比率を用いた場合に、近年の10アール当たり収穫量の状況を反映させることができないと認めるときは、関係機関の意見を聴いて、当該比率と1の間において、組合等ごとの10アール当たり収穫量の決定に用いる比率を定めることができる。

この場合、都道府県知事は、理由を経営局長に報告する。

(3) ・ (4) (略)

(ア) (略)

(イ) 組合等の区域が一の市町村と一致していない組合等については、その比率を、広域組合等にあつてはイの(ア)の方法により算出された10アール当たり収穫量の概算値に、その他の組合等にあつてはイの(ア)の方法により推定された組合等の10アール当たり収穫量の概算値に、それぞれ乗じて得られた数量を、当該組合等の10アール当たり収穫量として決定する。

ただし、当該比率を用いた場合に、近年の10アール当たり収穫量の状況を反映させることができないと認めるときは、関係機関の意見を聴いて、当該比率と1の間において、組合等の10アール当たり収穫量の決定に用いる比率を定めることができる。

この場合、都道府県知事は、理由を経営局長に報告する。

(2) 組合等ごとの平均10アール当たり収穫量を基に次により定める。

ア・イ (略)

ウ 組合等ごとの10アール当たり収穫量の決定

イにより算出された都道府県の平均10アール当たり収穫量に対する毎年経営局長が定めた当該都道府県に係るその年の10アール当たり収穫量の比率を求め、その比率をアの組合等ごとの平均10アール当たり収穫量に乗じて得られた数量を組合等ごとの10アール当たり収穫量として決定する。

ただし、当該比率を用いた場合に、近年の10アール当たり収穫量の状況を反映させることができないと認めるときは、関係機関の意見を聴いて、当該比率と1の間において、組合等ごとの10アール当たり収穫量の決定に用いる比率を定めることができる。

この場合、都道府県知事は、理由を経営局長に報告する。

(3) ・ (4) (略)

2 10アール当たり収穫量の据置き

都道府県知事は、1により組合等ごとの10アール当たり収穫量を定めることを原則とするが、経営局長通知収穫量が前年のものと同一であり、かつ、その年の組合等の10アール当たり収穫量を定める場合に基礎とすべき1の(1)の市町村ごとの平均10アール当たり収穫量又は1の(2)の組合等ごとの平均10アール当たり収穫量が、前年の組合等の10アール当たり収穫量を定める場合に基礎とした1の(1)のアの市町村ごとの平均10アール当たり収穫量又は1の(2)のアの組合等ごとの平均10アール当たり収穫量とほとんど差がない場合は、前年の組合等の10アール当たり収穫量と同一の数量をその年の組合等の10アール当たり収穫量として定めることができる。ただし、この措置は、1の(1)のウの都道府県の平均10アール当たり収穫量を算出した場合の基礎的な条件(例えば、市町村ごとの平均10アール当たり収穫量等)にそれほどの変化がないことを前提としているのであるから、それらの基礎的な条件のいずれかに著しい変化があった場合には、1に従って計算し、組合等ごとの10アール当たり収穫量を新たに定める。

3 経営局長への報告

都道府県知事は、1又は2により組合等ごとの10アール当たり収穫量を決定し、通知したときは、遅滞なく、その組合等ごとの10アール当たり収穫量及びその算出方法の一覧表を作成して経営局長に報告する。なお、1の(1)のアの(イ)又は1の(2)のアの(イ)により市町村又は組合等ごとの平均10アール当たり収穫量を修正して10アール当たり収穫量を定めた組合等については、その理由を、また、1のただし書の規定に基づき経営局長通知収穫量と同じ値を定めた場合又は2により前年と同一の組合等ごとの10アール当たり収穫量を定めた場合には、その旨を、併せて報告する。

4 (略)

第9節～第19節 (略)

第2章 引受事務

第1節

2 10アール当たり収穫量の据置き

都道府県知事は、1により組合等ごとの10アール当たり収穫量を定めることを原則とするが、経営局長が定めた当該都道府県に係るその年の10アール当たり収穫量が前年のものと同一であり、かつ、その年の組合等の10アール当たり収穫量を定める場合に基礎とすべき1の(1)の市町村ごとの平均10アール当たり収穫量又は1の(2)の組合等ごとの平均10アール当たり収穫量が、前年の組合等の10アール当たり収穫量を定める場合に基礎とした1の(1)のアの市町村ごとの平均10アール当たり収穫量又は1の(2)のアの組合等ごとの平均10アール当たり収穫量とほとんど差がない場合は、前年の組合等の10アール当たり収穫量と同一の数量をその年の組合等の10アール当たり収穫量として定めることができる。ただし、この措置は、1の(1)のウの都道府県の平均10アール当たり収穫量を算出した場合の基礎的な条件(例えば、市町村ごとの平均10アール当たり収穫量等)にそれほどの変化がないことを前提としているのであるから、それらの基礎的な条件のいずれかに著しい変化があった場合には、1に従って計算し、組合等ごとの10アール当たり収穫量を新たに定める。

3 経営局長への報告

都道府県知事は、1又は2により組合等ごとの10アール当たり収穫量を決定し、通知したときは、遅滞なく、その組合等ごとの10アール当たり収穫量及びその算出方法の一覧表を作成して経営局長に報告する。なお、1の(1)のアの(イ)又は1の(2)のアの(イ)により市町村又は組合等ごとの平均10アール当たり収穫量を修正して10アール当たり収穫量を定めた組合等については、その理由を、また2により前年と同一の組合等ごとの10アール当たり収穫量を定めた場合には、その旨を、併せて報告する。

4 (略)

第9節～第19節 (略)

第2章 引受事務

第1節

第 1 ～ 第 11 （略） 第 12 引受通知書の作成及び提出 1 引受通知書 （ 1 ） （略） （ 2 ） 特定組合等は、事業規程等で定める当該共済目的の種類に係る最後の共済掛金払込期限の 1 か月後までに、引受内容を引受通知書として、様式第 8 － 2 号により農作物政府保険区分ごと及び共済目的の種類ごとに取りまとめ、農林水産大臣に提出するとともに、<u>一</u>の都道府県の区域をその区域とする特定組合にあってはその写しを都道府県知事に送付しなければならない。 2 （略） 第 2 節・第 3 節 （略）	第 1 ～ 第 11 （略） 第 12 引受通知書の作成及び提出 1 引受通知書 （ 1 ） （略） （ 2 ） 特定組合等は、事業規程等で定める当該共済目的の種類に係る最後の共済掛金払込期限の 1 か月後までに、引受内容を引受通知書として、様式第 8 － 2 号により農作物政府保険区分ごと及び共済目的の種類ごとに取りまとめ、農林水産大臣に提出するとともに、<u>1</u>の都道府県の区域をその区域とする特定組合にあってはその写しを都道府県知事に送付しなければならない。 2 （略） 第 2 節・第 3 節 （略）
--	--

附 則 （令和 7 年 2 月 13 日 付け 6 経 営 第 2421 号）

この通知は、令和 7 年 2 月 13 日から施行する。

改 正 後	改 正 前
第1章 通則 第1節～第7節 （略） 第8節 標準収穫量及び樹園地別標準収穫量 第1～第6 （略） 第7 都道府県知事が定める10アール当たり収穫量 1 都道府県知事が定める組合等ごとの10アール当たり収穫量 第5の3の（1）の経営局長が定める10アール当たり収穫量は、特定組合等以外の組合等及び一の都道府県の区域をその区域とする特定組合等にあつては、経営局長が都道府県知事に対して通知した当該都道府県の当該共済目的の種類に係る果実の年産ごとの10アール当たり収穫量（以下「<u>農林水産省通知10アール当たり収穫量</u>」という。）を基礎として、都道府県知事が果実の年産ごと、類区分ごと及び組合等ごとに次の方法により定める10アール当たり収穫量とする。 <u>ただし、都道府県知事は、一の都道府県の区域をその区域とする特定組合に対しては、農林水産大臣が品種、栽培方法等に応じた区分を定めていない共済目的の種類について次の（1）から（4）までの方法による計算が不要と判断した場合にあつては、（1）から（4）までの方法によらず、農林水産省通知10アール当たり収穫量と同じ値を定めることができる。</u> （1）・（2） （略） （3）都道府県知事が定める10アール当たり収穫量を次の算式により算定する。 $\begin{array}{l} \text{（1）の組合} \\ \text{等ごとの平均} \\ \text{10アール当} \\ \text{たり収穫量} \end{array} \times \frac{\text{農林水産省通知10アール当} \\ \text{たり収穫量}}{\text{（2）による都道府県の平} \\ \text{均10アール当たり収穫量}}$ （4） （略）	第1章 通則 第1節～第7節 （略） 第8節 標準収穫量及び樹園地別標準収穫量 第1～第6 （略） 第7 都道府県知事が定める10アール当たり収穫量 1 都道府県知事が定める組合等ごとの10アール当たり収穫量 第5の3の（1）の経営局長が定める10アール当たり収穫量は、特定組合等以外の組合等及び一の都道府県の区域をその区域とする特定組合等にあつては、経営局長が都道府県知事に対して通知した当該都道府県の当該共済目的の種類に係る果実の年産ごとの10アール当たり収穫量を基礎として、都道府県知事が果実の年産ごと、類区分ごと及び組合等ごとに次の方法により定める10アール当たり収穫量とする。 （新設） （1）・（2） （略） （3）都道府県知事が定める10アール当たり収穫量を次の算式により算定する。 $\begin{array}{l} \text{（1）の組合} \\ \text{等ごとの平均} \\ \text{10アール当} \\ \text{たり収穫量} \end{array} \times \frac{\text{経営局長が通知した10ア} \\ \text{ール当たり収穫量}}{\text{（2）による都道府県の平} \\ \text{均10アール当たり収穫量}}$ （4） （略）

2 10アール当たり収穫量の据置き 都道府県知事は、<u>農林水産省通知10アール当たり収穫量</u>が、前年産と同一であり、かつ、その年産の組合等の10アール当たり収穫量を定める場合に基礎とすべき組合等ごとの平均10アール当たり収穫量が前年産の組合等の10アール当たり収穫量を定める場合に基礎とした組合等ごとの平均10アール当たり収穫量とほとんど差がないときは、1にかかわらず、前年産の組合等の10アール当たり収穫量と同一の数量を、その年産の組合等の10アール当たり収穫量として定めることができる。 3 経営局長への報告 都道府県知事は、1又は2により経営局長が定める10アール当たり収穫量を決定し、通知したときは、遅滞なく、その組合等ごとの10アール当たり収穫量及びその算出方法の報告書（様式第4号）を作成して経営局長に報告する。 なお、1の（1）の力により組合等ごとの平均10アール当たり収穫量を修正して定めた組合等についてはその理由を、また、<u>1のただし書の規定に基づき農林水産省通知10アール当たり収穫量と同じ値を組合等ごとの10アール当たり収穫量として定めた場合又は2により前年と同一の組合等ごとの10アール当たり収穫量を定めた場合</u>はその旨を、併せて報告する。 第9節～第19節 （略）	2 10アール当たり収穫量の据置き 都道府県知事は、<u>経営局長が都道府県知事に対して通知した果実の年産ごとの10アール当たり収穫量</u>が、前年産と同一であり、かつ、その年産の組合等の10アール当たり収穫量を定める場合に基礎とすべき組合等ごとの平均10アール当たり収穫量が前年産の組合等の10アール当たり収穫量を定める場合に基礎とした組合等ごとの平均10アール当たり収穫量とほとんど差がないときは、1にかかわらず、前年産の組合等の10アール当たり収穫量と同一の数量を、その年産の組合等の10アール当たり収穫量として定めることができる。 3 経営局長への報告 都道府県知事は、1又は2により経営局長が定める10アール当たり収穫量を決定し、通知したときは、遅滞なく、その組合等ごとの10アール当たり収穫量及びその算出方法の報告書（様式第4号）を作成して経営局長に報告する。 なお、1の（1）の力により組合等ごとの平均10アール当たり収穫量を修正して定めた組合等についてはその理由を、また、2により前年と同一の組合等ごとの10アール当たり収穫量を定めた場合はその旨を、併せて報告する。 第9節～第19節 （略）
---	---

附 則 （令和7年2月13日付け6経営第2421号）

この通知は、令和7年2月13日から施行する。

改 正 後	改 正 前
第 1 章 通則 第 1 節～第 7 節 （略） 第 8 節 基準収穫量、耕地別基準収穫量及び基準収蒔量 第 1 ～第 4 （略） 第 5 都道府県知事が定める10アール当たり収穫量 1 都道府県知事が定める組合等ごとの10アール当たり収穫量 都道府県知事は、経営局長が都道府県知事に対して通知した当該都道府県の当該共済目的の種類に係るその年の10アール当たり収穫量（以下「経営局長通知収穫量」という。）を基礎として、特定組合等以外の組合等及び一の都道府県の区域をその区域とする特定組合ごとに、毎年、類区分（さとうきびについては、栽培型の別。以下第5において同じ。）ごとの10アール当たり収穫量を次の（1）の方法により定め、組合等に通知する。 なお、（1）の方法により定めることができない場合は、（2）の方法により定める。 <u>ただし、一の都道府県の区域をその区域とする特定組合に対しては、農林水産大臣が品種、栽培方法等に応じた区分を定めていない共済目的の種類について都道府県知事が（1）又は（2）の方法による計算が不要と判断した場合にあっては、（1）又は（2）の方法によらず、経営局長通知収穫量と同じ値を定め、当該特定組合に通知することができる。</u> また、帳簿全相殺方式における類区分については、次の（1）又は（2）の方法により定めた類区分ごとの10アール当たり収穫量を基礎として、当該類区分の栽培面積を重みとして算術平均した値を当該区分の10アール当たり収穫量として定め、組合等に通知するものとする。 （1）市町村ごとの平均10アール当たり収穫量を基に次により定める。 ア～ウ （略）	第 1 章 通則 第 1 節～第 7 節 （略） 第 8 節 基準収穫量、耕地別基準収穫量及び基準収蒔量 第 1 ～第 4 （略） 第 5 都道府県知事が定める10アール当たり収穫量 1 都道府県知事が定める組合等ごとの10アール当たり収穫量 都道府県知事は、経営局長が都道府県知事に対して通知した当該都道府県の当該共済目的の種類に係るその年の10アール当たり収穫量を基礎として、特定組合等以外の組合等及び一の都道府県の区域をその区域とする特定組合ごとに、毎年、類区分（さとうきびについては、栽培型の別。<u>帳簿全相殺方式における類区分を除く。</u>以下第5において同じ。）ごとの10アール当たり収穫量を次の（1）の方法により定め、組合等に通知する。 なお、（1）の方法により定めることができない場合は、（2）の方法により定める。 （新設） また、帳簿全相殺方式における類区分については、次の（1）又は（2）の方法により定めた類区分ごとの10アール当たり収穫量を基礎として、当該類区分の栽培面積を重みとして算術平均した値を当該区分の10アール当たり収穫量として定め、組合等に通知するものとする。 （1）市町村ごとの平均10アール当たり収穫量を基に次により定める。 ア～ウ （略）

エ 組合等ごとの10アール当たり収穫量の決定

ウにより算出された都道府県の平均10アール当たり収穫量に対する経営局長通知収穫量の比率を求め、次のとおり組合等ごとの10アール当たり収穫量を決定する。

(略)

(ア)・(イ) (略)

(2) 組合等ごとの平均10アール当たり収穫量を基に次により定める。

ア・イ (略)

ウ 組合等ごとの10アール当たり収穫量の決定

イにより算出された都道府県の平均10アール当たり収穫量に対する経営局長通知収穫量の比率を求め、その比率をアの組合等ごとの平均10アール当たり収穫量に乗じて得られた数量を組合等ごとの10アール当たり収穫量として決定する。

(略)

エ (略)

2 10アール当たり収穫量の据置き

都道府県知事は1により組合等ごとの10アール当たり収穫量を定めることを原則とするが、経営局長通知収穫量が前年産の10アール当たり収穫量と同一であり、かつ、その年産の組合等の10アール当たり収穫量を定める際に基礎とすべき、1の(1)のアの市町村ごとの平均10アール当たり収穫量又は1の(2)のアの組合等ごとの平均10アール当たり収穫量が、前年産の組合等の10アール当たり収穫量を定めた際に基礎とした1の(1)のアの市町村ごとの平均10アール当たり収穫量又は1の(2)のアの組合等ごとの平均10アール当たり収穫量とほとんど差がない場合は、前年産の組合等の10アール当たり収穫量と同一の数量をその年産の組合等の10アール当たり収穫量として定めることができる。

3 経営局長への報告

エ 組合等ごとの10アール当たり収穫量の決定

ウにより算出された都道府県の平均10アール当たり収穫量に対する経営局長が毎年定める当該都道府県に係る10アール当たり収穫量の比率を求め、次のとおり組合等ごとの10アール当たり収穫量を決定する。

(略)

(ア)・(イ) (略)

(2) 組合等ごとの平均10アール当たり収穫量を基に次により定める。

ア・イ (略)

ウ 組合等ごとの10アール当たり収穫量の決定

イにより算出された都道府県の平均10アール当たり収穫量に対する経営局長が毎年定める当該都道府県に係るその年の10アール当たり収穫量の比率を求め、その比率をアの組合等ごとの平均10アール当たり収穫量に乗じて得られた数量を組合等ごとの10アール当たり収穫量として決定する。

(略)

エ (略)

2 10アール当たり収穫量の据置き

都道府県知事は1により組合等ごとの10アール当たり収穫量を定めることを原則とするが、経営局長が毎年定める当該都道府県に係るその年の10アール当たり収穫量が前年産の10アール当たり収穫量と同一であり、かつ、その年産の組合等の10アール当たり収穫量を定める際に基礎とすべき、1の(1)のアの市町村ごとの平均10アール当たり収穫量又は1の(2)のアの組合等ごとの平均10アール当たり収穫量が、前年産の組合等の10アール当たり収穫量を定めた際に基礎とした1の(1)のアの市町村ごとの平均10アール当たり収穫量又は1の(2)のアの組合等ごとの平均10アール当たり収穫量とほとんど差がない場合は、前年産の組合等の10アール当たり収穫量と同一の数量をその年産の組合等の10アール当たり収穫量として定めることができる。

3 経営局長への報告

都道府県知事は、1及び2により組合等ごとの10アール当たり収穫量を決定し、通知したときは、遅滞なく、その組合等ごとの10アール当たり収穫量の一覧表（様式第18号）を作成して、経営局長に報告する。 なお、1の（1）のアの（イ）又は1の（2）のアの（イ）により平均10アール当たり収穫量を修正した場合、並びに1の（1）のエのただし書又は1の（2）のウのただし書により組合等ごとの10アール当たり収穫量を定めた場合についてはその理由を、また、<u>1のただし書の規定に基づき経営局長通知収穫量と同じ値を定めた場合又は2により前年と同一の組合等ごとの10アール当たり収穫量を定めた場合にはその旨を、併せて報告する。</u> 4 （略） 第9節～第19節 （略）	都道府県知事は、1及び2により組合等ごとの10アール当たり収穫量を決定し、通知したときは、遅滞なく、その組合等ごとの10アール当たり収穫量の一覧表（様式第18号）を作成して、経営局長に報告する。 なお、1の（1）のアの（イ）又は1の（2）のアの（イ）により平均10アール当たり収穫量を修正した場合、並びに1の（1）のエのただし書又は1の（2）のウのただし書により組合等ごとの10アール当たり収穫量を定めた場合についてはその理由を、また、2により前年と同一の組合等ごとの10アール当たり収穫量を定めた場合にはその旨を、併せて報告する。 4 （略） 第9節～第19節 （略）
---	--

附 則 （令和7年2月13日付け6経営第2421号）

この通知は、令和7年2月13日から施行する。